

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 市町村が管理を代行するもの以外の県営住宅について、鳥取県住宅供給公社に管理を行わせるため、その対象となる県営住宅を定める等所要の改正を行う。
- (2) 老朽化又は町への無償譲渡に伴い、県営住宅を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県住宅供給公社に管理を行わせる県営住宅及び事務の範囲は、次のとおりとする。

ア 管理を行わせる県営住宅

川下町団地、相生町団地、北園第1団地、北園第2団地、材木町団地、立川町団地、緑町第1団地、緑町第2団地、馬場町団地、東浜団地、浜坂第1団地、浜坂第2団地、ひばりが丘団地、東町団地、丸山町第1団地、丸山町第2団地、興南団地、湯所町第1団地、湯所町第2団地、吉成東団地、徳尾団地、白浜団地、未恒第1団地、未恒第2団地、東今在家団地、面影団地、行徳団地、明治町団地、旭田町団地、越殿団地、八幡団地、米田団地、上灘団地、福守第1団地、福守第2団地、河北団地、上井団地、清谷団地、和田団地、鴨川団地、日ノ出町団地、住吉団地、内浜団地、三柳団地、河崎団地、上福原第1団地、上福原第2団地、皆生団地、福原団地、永江団地、上粟島団地、安倍彦名団地、富益団地、道笑町ふれあい団地、渡団地、外江団地、弥生団地、上道団地、高松団地、美保団地、誠道団地、余子団地及び夕日ヶ丘団地

イ 管理を行わせる事務の範囲は、家賃の決定等を除き、次に掲げるものの範囲内で、鳥取県住宅供給公社と協議して定める。

- (ア) 入居者の公募に係る事務
- (イ) 単身入居が認められない要件に該当するかどうか判断するための調査及び市町村長への意見の徴求に係る事務
- (ウ) 入居者の決定等に係る事務
- (エ) 入居者の選考に係る事務
- (オ) 入居補欠者の決定等に係る事務
- (カ) 入居の手續に係る事務
- (キ) 同居の承認に係る事務
- (ク) 入居の承継の承認に係る事務
- (ケ) 県営住宅の修繕又は費用負担の指示に係る事務
- (コ) 県営住宅を引き続き15日以上使用しないときの届出の受理に係る事務
- (サ) 県営住宅の一部の他用途利用の承認に係る事務
- (シ) 県営住宅の増築等の承認に係る事務
- (ス) 高額所得者に対する県営住宅の明渡請求に係る事務
- (セ) 収入超過者に対する他の住宅のあっせん等に係る事務
- (ソ) 高額所得者に対する県営住宅の明渡請求又は収入超過者に対する他の住宅のあっせんのための収入状況の報告の請求に係る事務
- (タ) 退去時等の検査に係る事務
- (チ) 不正の行為等による入居者に対する県営住宅の明渡請求に係る事務（家賃を3月以上滞納したことを事由とする明渡請求に係る事務を除く。）
- (ツ) 敷地内に駐車している者に対する移動その他必要な措置命令に係る事務
- (テ) 県営住宅駐車場の使用許可に係る事務
- (ト) 不正の行為等による使用者に対する県営住宅駐車場の明渡請求に係る事務（駐車場使用料を3月以上滞納したことを事由とする明渡請求に係る事務を除く。）

(ナ) 県営住宅駐車場の管理について県営住宅に関する規定を準用した高額所得者に対する明渡請求等に係る事務

(2) 次のとおり、県営住宅を廃止する。

名称	位置	廃止理由
田後港団地	岩美郡岩美町大字田後	老朽化
東郷団地	東伯郡湯梨浜町大字中興寺	湯梨浜町へ無償譲渡
東伯団地	東伯郡琴浦町大字逢東	琴浦町へ無償譲渡
浦安団地	東伯郡琴浦町大字下伊勢	
城山団地	東伯郡琴浦町大字太一垣	
成美団地	東伯郡琴浦町大字出上	

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成21年4月1日とする(2)及び(3)を除き平成21年10月1日とする。

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部改正について

#### 1 条例の改正理由

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例(以下「条例」という。)を設定し、平成13年度から平成20年度までの間、間伐材を市場等に搬出し、かつ、出荷又は販売する事業に要する経費の一部を助成することとしているが、引き続き森林の育成及び資源の有効利用を図るため、条例の失効期限を2年間延長し、平成22年度までの間、助成を行う。

#### 2 条例の概要

(1) 条例の失効期限を平成23年3月31日(現行 平成21年3月31日)まで延長する。

(2) 間伐材搬出促進事業費補助金の補助金額の上限は、知事が別に定めることとする(現行 間伐材の材積1立方メートルにつき4,000円)。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする(1)を除き、平成21年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正について

#### 1 条例の改正理由

(1) 鳥取県地方卸売市場条例が改正され、地方卸売市場の業務規程において委託手数料の額の決定に関する事項及び周知に関する事項を定めなければならないこととされたことに伴い、所要の改正を行う。

(2) 卸売市場法が改正され、中央卸売市場における卸売業者による委託手数料以外の報酬の收受を禁止する規制が廃止されたことにかんがみ、同様の改正を行う。

委託手数料・・・卸売業者が、卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する手数料

#### 2 条例の概要

(1) 委託手数料に関する事項を次のとおりとする。(現行 受託水産物の卸売金額に100分の5を乗じて得た金額以内の額)

ア 卸売業者は、委託手数料の額を定めるとき又は変更しようとするときは、あらかじめその内容を知事に届け出なければならないこととする。

イ 卸売業者は、委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならないこととする。

ウ 知事は、アの委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができることとする。

(2) 卸売業者が、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から委託手数料以外

の報償を受けてはならないこととする規制を廃止する。

(3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

#### 鳥取県採石条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

- (1) 採石に伴う災害を防止し、併せて採石事業者の健全な発達を図ることを目的として、採石業者が遵守すべき事項、県が指導監督を行う際の基準等を定め、採石業者に対して適切な指導監督を行うこととしている。
- (2) 採石場及びその周辺地域における安全性の確保を図るため、引き続き(1)の措置を行うよう所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

- (1) 失効期限(現行 平成21年3月31日)を定めた規定を削る。
- (2) 施行日は、公布日とする。

#### 鳥取県警察職員定員条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

警察法施行令の一部が改正され、地方警察職員たる警察官の定員が改められることに伴い、本県警察官の定員を改める等の所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

- (1) 警察官の定員及び階級別定員並びに一般職員の定員を次のとおり改める。

区 分	定 員	
	現 行	改 正 後
警 察 官	1,180人	1,190人
警 視	61人	62人
警 部	126人	126人
警部補・巡査部長	652人	658人
巡 査	341人	344人
一 般 職 員	236人	233人

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

#### 鳥取県警察手数料条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

- (1) 道路交通法の一部が改正され、高齢者の認知機能検査及び認知機能検査の結果に基づく高齢者講習が新設されることに伴い、当該検査及び講習に係る手数料の額を定める等の改正を行う。
- (2) 自動車運転代行業の業務の適性化に関する法律に基づく手数料の徴収について標準額等を定めた地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、自動車運転代行業の認定の審査に対する手数料の額が改定されることにかんがみ、鳥取県公安委員会が行う自動車運転代行業の認定に係る手数料の額を引き下げる。

##### 2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	手数料	
	単位	金額
ア 認知機能検査の実施	1件につき	650円
イ 認知機能検査を行う者に対する講習	1時間につき	700円

ウ 認知機能検査の結果に基づく高齢者講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対するもの	1 件につき	5,350円
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1 件につき	2,350円

(2) 次のとおり手数料の額を改める。

事務の区分		現 行		改正後	
		単位	金額	単位	金額
ア 高齢者講習((1)のウを除く。)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対するもの	1 時間につき	2,050円	1 件につき	5,800円
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1 時間につき	1,500円	1 件につき	2,350円
イ	加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしているかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行うチャレンジ講習	1 回につき	2,750円	1 回につき	2,650円
ウ	チャレンジ講習の受講結果確認書の交付を受けた者を対象とする簡易講習	1 時間につき	1,400円	1 時間につき	1,500円
エ	自動車運転代行業の認定	1 件につき	16,000円	1 件につき	13,000円

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成21年4月1日からとする(2)のエ及び(3)を除き、同年6月1日とする。

#### 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

鳥取県立博物館（山陰海岸学習館を除く。以下「博物館」という。）の利用者の利便性の向上を図るため、特別展示（博物館が主催して行う特別の企画による展示をいう。以下同じ。）の期間中の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「日曜日等」という。）の開館時間を延長する。

##### 2 条例の概要

(1) 博物館の開館時間（通常 午前9時から午後5時まで）を、4月1日から10月31日までの間における特別展示の期間中の日曜日等（現行 4月1日から10月31日までの間における土曜日）については、午後7時までとする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

#### 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

医療法施行令（以下「政令」という。）の改正に伴い、病院で標榜する診療科名の改正を行う。

##### 2 条例の概要

(1) 次のとおり病院で標榜する診療科名を定める。

名称	区分	診療科名	
		現行	改正後
鳥取県立中央病院	新設	-	病理診断科
		-	臨床検査科
		-	救急科
	名称変更	循環器科	心臓内科

		耳鼻咽喉科 <sup>いんこう</sup>	耳鼻いんこう科
	廃止	呼吸器科	-
		消化器科	-
鳥取県立厚生病院	新設	-	呼吸器内科
		-	消化器外科
	名称変更	循環器科	循環器内科
		耳鼻咽喉科 <sup>いんこう</sup>	耳鼻いんこう科

- (2) 診療科の表示順を政令に準じて改める。  
(3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

#### 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

医師、医療技術員等の増員等を行い、診療機能の充実強化を図るため、職員の定数を改める。

##### 2 条例の概要

- (1) 職員定数を967人（現行 949人）に改める。  
(2) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

#### 鳥取県スポーツセンター設置条例の廃止について

##### 1 条例の廃止理由

本県におけるスポーツの一層の振興を図るため教育機関として設置していた鳥取県スポーツセンターを、次の理由にかんがみ、廃止する。

- (1) 教育委員会事務局内にスポーツ振興課を設置し、スポーツセンターの行っていた業務を事務局で一体となって実施することにより、競技力の向上、生涯スポーツの推進等、本県におけるスポーツの振興をより一層図ることが可能となること。  
(2) 施設と一体となってスポーツの振興を図る教育機関として設置したスポーツセンターは、専属の施設を保有していないため、教育機関のまま存続しても、その役割を十分に果たすことが期待できないこと。

##### 2 条例の概要

- (1) 鳥取県スポーツセンター設置条例は、廃止する。  
(2) 施行期日は、平成21年4月1日とする。